

日本近代体育の思想と実践 (11)

体育科教育教室 入 江 克 己

はじめに

大正前期の及川の自由教育実践、成城学園等の自由教育ならびに体育実践は、大正前期に一般的となった自由教育論と体育改造論に裏打ちされたものであった。また第一次世界大戦前後には、さまざまな明治体育批判と体育改造論が繰り広げられているが、ここでは、その代表的な体育の改造論と、地方における自由体育実践を見てみたい。

6. 第一次世界大戦前後における体育改造論

1. 西川三五郎の立憲的人物の養成と体育改造論

(1) 立憲的人物の養成論と教育勅語批判

すでに前稿で見たような立憲的人物論を背景にしなが、第一次世界大戦後の体育経営、ならびに体育経営をめぐる、従来の膠着した伝統的な体育に対する批判とともに、体育の改造が主張されていった。その一人である西川は、『立憲的教育施設の実際』(大正3年)において立憲的人物を養成するための教育改造を主張する一方、従来の形式主義化した教育や抑圧主義的な体育に批判を加えている。

西川は、まず旧来の教育を「压制主義」、「強制主義」として厳しい批判の矢を向けている。

「我国教育界の現状は今尚旧来の保守的教育を墨守して形式的教育に偏し、現代の立憲教育に必要な人格主義の教育は未だ之を施すことなく、消極的停退主義によりて、将来の国民を養成せんとし、压制主義、命令主義、強制主義、頑迷主義は盛に淡白にして無垢なる児童を圧迫し、画一的の教授訓練は滔々として国民を害毒し、其の結果は遂に無気力にして不活発なる国民の養成となり、現代に於ける時勢の進運に反抗して愈々二十世紀に於ける社会の迷子、了々我帝国憲法の発布せられてより茲に二十有余年、未だ真正なる自治的国民の真価を發揮せざるもの、全く現代に於ける国民教育の一大欠陥なりと云はねばならぬ。」⁹⁾

さらに西川は、「今日の小学校教育は比較的に入権を無視し、児童を奴隷視し、常に服従的の道徳を強ひて、教育勅語を偏狭に曲解し、以て時勢に不適当なる、頑迷なる教育を強制し、以て児童をして実用又は活用、応用と称するが如き方面の教育に留意する事なく、其の知識徳性の修養は国民としての一員として、不完不備のものが多い。是等は要するに小学校教育の一大欠陥であると云はねばならぬ」⁹⁾と、教育勅語の批判にも向かっている。こうした批判をとおして西川は、「我邦に於ける現代の国民教育は、其主義方法等全然旧慣に捉はれたる形式主義、画一主義、奴隷主義、頑固主義に偏し、未だ自由主義、文明主義、人格主義、自発主義の教育を欠き、時代の思潮と相反するを以

て、之が改善の道を講ざれば、将来第二の国民は遂に時勢に遂行して、其の結果は実に憐むべく、悲しむべく、憂ふべきの時勢を呈せんといふにある。（中略）而して未だ何人も国民教育の革新を説いたものがない。茲に於てか余は茲に立憲教育の必要を説き、現代に於ける国民の教育の革新を企て、以て時代に処する第二の立憲的国民の養成を企てんと欲するのである⁹⁾と立憲的国民の養成を掲げ、「主として旧道德の訓練を排して、新道德訓練を施し、服従的道德訓練を排して自発的道德の訓練を施し、形式主義を排して実質を採り、以て小学校に於ける児童訓練の効果をして、実社会に立ちて活動し得る国民の養成に努めなくてはならぬ⁹⁾と新道德、言い換えれば自発的道德の訓練の必要を説いている。

(2) 教育勅語体制批判

服従的な道德を批判し、自由で立憲的、かつ自治的、さらには活動的国民の養成を国民教育理念に掲げる西川は、この観点から「非立憲的教育の打破」を叫び、小学校教育の現実を「学校長の専制横暴」、「学校教員の絶対服従」、「命令主義の小学校教育」、「極端なる形式的教育」、「画一主義教育の強制」、「個性を無視せる小学校教育」等として論難するとともに、さらに次のようにも批判している。

「我国教育界の現状を見るに、依然として旧慣を墨守して、時代と共に推移することを知らず、相替らず保守循、徒らに形式主義、画一主義、圧制主義を励行して、立憲的国民の養成につきは何等の画策する所なく、今や全国の各小学校は校舎の設備を競ふて外面虚飾的教育に陥り、常に時代思潮に遠ざかりて、時代の進歩に逆行せんとするのである。⁹⁾

また西川は、「現代に於ける学校内部の行事の如き専横至らざるなく、恰も雇主が雇人を使役するが如く、児童を見る事奴隷を見るが如く、其形式主義、専制主義は益々横暴を逞ふし、部下の教員と児童とは専制時代に於ける人民の如くに取扱はれ、何等立憲的の行動を見ざるは実に今日に於ける現状である⁹⁾と批判する一方、「今日の教育は全く形式教育の弊に陥って居る。毎時間児童を整列ならしむるの理由何くにかある。毎時間児童の行進を嚴格にする理由何くにかある。毎時間楽器に一致せしむるの必要何くにかある。此の如きは全く時間を浪費し、精力を徒費し、児童の自由、自発、自治、権利等の諸徳を無視したるもので、速に之が改善をせなくてはならぬ。今や全国の各小学校は依然として形式教育に捉はれて、時代に適切なる教育を施す事を知らない。立憲教育の急務は刻下の問題である⁹⁾と指摘している。

伝統的な教育に厳しい批判の眼を向ける西川は、これら弊害に満ちた教育の現実が、忠孝主義を柱とする教育勅語体制に起因するものであることを見抜いている。

「現代における国民教育、則ち小学校教育の実際を観察するに、教育勅語主義によりて忠孝道德の教養に全力を傾注するは、我国体の関係より最も必要な事なれども、甚だしきに到りては殆んど人格を無視して、児童を虐待し、動物的取扱いをなして人の子を損じ、形式主義、圧制主義、官僚主義、器械主義によりて、教授訓練を強行し、職員の権利を認めず、父兄の人権を雲畑視して憚らざるが如き、或は其の児童教育の根本主義を忘れて、徒らに監督官庁の鼻息を窺ひ、外形の施設を競う⁹⁾と。

(3) 自発主義と個性主義教育の唱導

教育勅語中心の教育におけるさまざまな矛盾を指弾する西川は、「余は大正時代に於ける国民教育の実際につきて、一々之が問題を解決し、人格主義を基礎とせる新道德とによりて、立憲的国民を

養成せんとするものにして、小学校に於ける形式主義、画一主義の教育を打破して、自発主義、文明主義に基づける教育を施し、奴隷主義、圧制主義を排して、自由主義、独立主義の教育を鼓吹し、積極的進歩主義の新教育法によりて、将来に於ける立憲的国民を養成せんとするのである⁹⁾と述べるとともに、「自発的の教育とは、所謂進歩的自由主義、文明主義、人格主義の教育法を称するものにして、小学校に於ける児童の智徳は此の自発的訓練によりて、はじめて実社会に於いて其の活用をなす事を得るもので、其の根本とする所は各人の個性を發揮せしめ、国家社会個人の道徳律、又は因果律等の如き理法は児童自ら之を発見せしめて、向上せしむるといふのである⁹⁾と自発教育と個性教育を唱導している。

また「之が教育法を改良するには根本的にその改善を施して、時勢に適合したる新教育を施すを以て急務とするのである。而して第一に今日の形式教授を排することである。次に児童の圧制主義を排して、自由主義を取ることである。其の他団体的教育の弊を去りて、個人的教育に重きを置き¹⁰⁾と言ひ、形式主義教育と一斉指導の弊害を批判している。

このような「教授法の根本的革新」を主張する西川は、その立場から従来の教授法を次のように論難している。

「児童の個人的教育を蔑視した児童の自発的、又は活用的といふが如き処世上最も必要なる智徳を欠如し、その極個人の特別取扱を無視したる結果、身体不具なる児童も、能力不完全なる取扱を受くるにより、茲に随分憂ふべき悪結果を呈しつつある。之は実に今日に於ける教授法の一大欠点である。而して又今日の教授法といふものは、五段教授又は開発教授といふが如き形式的教授にのみ捉はれて、児童の自発的教授といふが如き点を閉却している。¹¹⁾

さらに彼は、「児童取扱の改善」を要求し、「教員は時々児童を圧迫して、殆ど峻厳を極め、教室にありては身体を動かすことは能はず、眼を自由に動かす事能はず、足を自由に動かすこと能はず、言語を自由に発すること能はず、況んや大に笑ひ、大に喜ぶが如きは大の禁物とせられ、天真なる児童は為めに意気阻喪するに至るのである¹²⁾と、例えば明治以来の「教場規則」や「生徒心得」等にみられる抑圧主義的な教授法を批判している。

(4) 軍隊主義体育批判

明治以来の伝統的な教育を厳しく批判し、立憲的国民の養成と、そのための個性教育、自発教育を唱導する西川にとって、体育は決して等閑に付されるべき対象ではなかった。彼は、「特に注意すべきは国民の体育といふ事で、児童の衛生問題及び運動問題、遊戯問題、体操問題、服装問題続々とし、今や教育家の解決を要求している¹³⁾と言ひ、「活社会に立ちて、有用なるべき資格を具するには体育の健全を必要とする¹⁴⁾とその必要性を認識している。

では、立憲的国民の養成に重要な位置を占めるべき体育の現実を、どう受けとめていたのか。

西川は、「今日の小学校教育は一面より之を論ずれば、児童の智的方面又は徳育の方面を過重視して、児童の衛生とか、体育とかいふ方面を軽視している¹⁵⁾ばかりでなく、従来の体育は、命令主義、圧制主義、軍隊主義であると、次のように指弾している。

「小学校の体操科は寧ろ児童の体育を主眼とせずして、児童の規律的習慣の養成又は児童の訓練的方面の基礎として之を課しつつあるのである。それで児童に課する体操科は身体方面の体育に非らずして精神方面の訓練に属する事が多く、児童の発達といふ点からすると、或は却って有害な場合が少なくない。而して体操科の時間に於ける教師の態度といふものが全く野蛮的で、命令主義、圧制主義、軍隊主義で児童の身心を苦しめるのが多いのである。これでは児童の身心発達不完全なる、

幼稚なる、薄弱なる時代にありては、児童の身心に悪影響及ぼす事が決して少なくない。之は体操科に於ける体育教授の欠陥である。更に又児童の学校生活といふものが甚だ窮屈なもので、学校の規律といふ美名の下に児童は教室にありても、廊下にありても、便所にありても、何をするにも規律的習慣の下に律せられて、殆んど体育といふものを無視しているやうに思はれる。教室内に於ける児童の姿勢の如き、発問の態度の如き実に厳に失する事が多い。特に苛酷俊厳なる教師にありては一年生の如き初学年の児童を捉へて盛んに圧制教育、訓練教育を施して学校生活に慣れしめんとして、時々体罰を加へて児童を虐待し、冷酷にする事が往々にある。之がために身心の発達十分なる児童は時々病気にかかり、学校を欠席するようになるのである。此の如き児童は遂に一種の病的児童となりて、一生不幸の生活に終るのが多い。

その他宿題教授、居残教授、特別教授等児童は常に教員に過重なる勉強を命ぜられて、一日として余裕といふものがなく、毎日毎日宿題教授の為に維れ日も足らざる有様となり、精神的快樂又は精神的慰安を得るの日はないように至るのである。学校教育に於て小児童の体育を無視せる事は実に言語に絶するしだいである。¹⁷⁾

また西川は、「第二年より五六年の児童に至るまで、其の訓練事項は主として形式的方面の鍛練に属するもので、児童は恰も人形の如く、活気もなく、元気もなく、何等の活用をなさざるものが多い。之は実に今日に於ける小学校の訓練が形式的訓練の実績を揚げんと苦心する結果で、其の甚だしきものは児童の人格、人権を無視し、身体を自由を束縛し、圧制し、其の表面は実に言語に絶するものがある¹⁸⁾と形式的な訓練が、児童の身体を阻害していると批判する。

それとともに西川は、こうした束縛、干渉主義的な訓練が、他方では子どもの自由で、活動的な遊戯を抑圧しているとも批判している。

「小学校の児童の遊戯は児童の生命にして、児童は遊戯なしには一日も生存する事は出来ない。(中略)然れども児童が一たび学校生活に入るに従ひ、児童の天真にして無邪気なる活動は茲に制限せられて、少しも自由活動の本性を現はすこと能はざるようになる。学校の訓練は児童を束縛して、快活なる遊戯をなすこと能はざらしむるに至るのである。而して近時小学校の形式的訓練は盛んに児童の自由を束縛して、少しも自由なる活動的遊戯を許さず、常に各教員の監督の下にありて、少しく活発にして元気あるものは直ちに之を制止せられて、之を中止するの止むなきに至るのである。特に児童の自由活動を許さず、堀に寄るも、校舎に寄るも、直に小言を浴びせられて、児童の精神的愉快を興ふるが如き事は不可能と化するに至るのである。其の他校外取締の如き児童は家庭にありても、猶且つ学校教師の巡視監督の下にありて、何等の精神的愉快を得る事が能はざるに至りつつある。¹⁹⁾

さらに西川は、「児童の遊戯は須らく自由ならしめなくてはならぬ。児童の遊戯は須らく天真ならしめなくてはならぬ。児童の遊戯は須らく自然的ならしめねばならぬ。此の如くにして児童の身体と精神とに余裕を興へて、以て生々活動の気風を養成するは、立憲教育上最も必要なることである²⁰⁾と、抑圧的な体育から子どもを解放すべきであるとも言っている。

(5) 運動会の改造論

旧来の体育を圧制主義、軍隊主義として批判する西川は、運動会の実情にも眼を向け、その改造を要求し、まず運動会が、「体育品評会」、「一種の芝居」と化していると言う。

「近時各小学校に於いて盛んに運動会の挙行せられつゝあるは小学校教育の慶事といはねばならぬ。けれども、今や運動会の流行は其の裏面に於て各学校の体育品評会を見るが如く弊に陥り、児童の

訓練上少からざる悪影響を興ふるのをならず、運動会の目的なる体育に就きて非常なる、有害なる現象を生じつつある。是等は一日も早く改善せなくてはならぬ。

第一に今日の運動会是一種の芝居を見るが如く、児童は服装を凝らして競技を演じ、父兄は弁当を持参して恰も我子の芝居を見るが如く、教師も亦其の運動の巧拙にのみ注意して、児童の精神的運動の結果に留意せず、只外面に表はれたる整列進歩調の一致等を以て誇り、以て観客の好評を得んと苦心しつゝある。而して其の児童の観覧席に於ける状態は恰も飾れる人形を見るが如く、児童の運動競技の場合に於ても拍手せず、喝采もせず、無言にして正座し、以て規律的訓練成れりとなる。故に児童の運動には活気なく、元気なく、少しも児童の自然的なる所なくして、只其の運動の競技を誤る事なきを怖る。此の如きは少しも運動会の主旨と一致する所なく、却って児童をして不愉快を感ぜしめ、児童をして不活発に陥らしめ、其の運動に精神的動作を欠き、一種の芝居を見るが如き感あらしむるに至るのである。²¹⁾

西川は、他校との連合運動とはかく勝敗主義に陥りがちで、したがって廃止すべきであり、かつ運動会の「芝居の競技」を排し、「児童の活動性を發揮せしめて、真正なる体育的運動を実行する²²⁾よう改造すべきであると思う。

以上のように、立憲的国民の養成という観点から、従来の教育、なかでも体育を压制主義、奴隷主義として批判し、体育の改造を主張する西川ではあるが、彼は、「世間或は余を以て直に国体を破壊し、日本国民を改造するものと誤解するのあらば実に大なる誤である。余は決して我国体を破壊し、又は日本国民を改造せんとするものではない。余は飽まで五條の誓文に則り、帝国憲法に基づき、以て立憲的国民を養成せんとする熱誠に外ならぬのである²³⁾と述べているように、自らの立憲的教育論が、国体精神と矛盾し、対立するものではないと注釈を加えており、西川が主張するところの立憲的教育とは、つまるところ日露戦争以後、動揺しつつある国体(=天皇制体制)の護持をめざすものにほかならなかつたのである。例えば西川は、こう書いている。

「立憲的教育の目的とする所は、現代に於ける国民思想の革新を促すに止まらず、更に進んで新時代に処する新道徳の涵養を企画し、以て世界的文明の潮流に棹し、人道主義、文明主義によりて、我國民をして一等国の地位と同時に、我国国体の尊嚴と立国の主旨とを考量し、日本民族の發展を企図するにあるのである。²⁴⁾

2. 向井虎吉の個性、自治心の養成と改造論

(1) 國家の富強と國民体力

向井虎吉は、『学校体操の原理及び教授法』(大正4年)のなかで個性の尊重、ならびに自治心の養成という立場に立って、全般的な体育の改造を主張しているが、彼は、「勢力の基礎」、「我大和民族の頭脳」、「社会の為に活動する人」、「文化に伴うて益体育の必要」という観点から国民体育の振興と、その改造を主張している。すでにこれらの言葉からも理解されるように、向井の認識にも、やはり欧米列強に対する危機意識と国家富強のための体力の養成という後進的なナショナリズムに裏打ちされていた。

その点について向井は、「体育は智徳の根基、国家富強の本源である。身体が孱弱では学を修め道を行ひ、産を殖し、武を尚ひ社会の為に活動することが出来ぬからである。実に国家富強の基は国民の壮健にあるのであって、国民の体格の健否は国家の盛衰にも国運の伸縮にも、軍備の強弱にも、大和民族の發展にも関係して居るし、又世界の競争場裡に立っても、列国と駢馳せんとするに当たっても、身体を健康を欠けば精神の鞏固を減じて、遂には国家の盛運も扶翼をも期することが出来

なくなるからである²⁶⁾と述べ、したがって、国民としての責任を果たし、国威の発展を期するためには、「特に教育の任にあるものは、益々拮据勉励国民の軀軀を強健に²⁶⁾すべきであるとしている。

こうした基本的な認識を前提に、向井は、体育の目的について「身体各部の均斉発達を図り、身体の起居振舞をして常に端正優美なる姿勢を保たしめ、四肢の機敏耐久ならしめ、内臓及び各器官の機能をして完全に発達せしめ、そして斯く身体の健康を保護増進せしむり上に、生涯中最も多く遭遇すべき運動、特に職業及び兵役の義務に服すべき練習を興へ、更に進みては、精神をして快活、従順、毅剛、果敢、沈着、忍耐ならしめ、以て其の徳性を増進し、尚注意、観察、断定、想像、推理等の智力的方面に於ける発展をも助け、兼て規律を守り協同を尚ぶの習慣を養成するのである²⁷⁾と規定するとともに、理論と実践の統一を説き、体育の目的が自覚されて初めて、その運動は意志的となり、「生気の充滿した体操を課すことが出来るのである²⁸⁾としている。

(2) 個性の重視と自治心の形成

こうした体育の目的論を唱導する向井は、体育の教授方法における個性の重視と自治心の養成を掲げ、その立場から「品性の基礎」として「共同心、義狭心、勇氣、正義、忍耐、努力等の徳性を養成することが出来る²⁹⁾として遊戯の価値を高く評価している。

また方法的原則を児童中心主義におき、教授は「勿論教師の為でもなく、教授案の為でもない、それは全く教授の対象主体たる生徒の為に、最善の努力を致して務むるといふことを、教授の最初に当って教師の念頭に置くことが緊要である³⁰⁾と言う。

それとともに向井は、「生気を生じて精神を鼓舞して、児童をして興味をもって活動奮励」して教授すべきであると興味化の原理を力説し、かつ「進んで児童をして自覚的に自己の身体を尊重し、自ら発奮努力して其の健康と体力との増進を企図するに至らしめなければならぬと思ふ。(中略)丁度それは教授に於て自己の修養の基礎を興へ、訓練に於て自己の修養の基礎を興へるのを、其の最大限目とするのと同様である³¹⁾と「身体尊重の自覚」を強調している。

最後に向井は、「諸運動の教授上の順序配合は所定の原理によって各有意的に立案せられたるものであるに依って徒に変更すべきではない。(中略)然しながら此の形式を固守して、四時間同一の形式に拠るは教授の形式に囚われたるものであって、それが所謂形式を教へるもので、教授の主眼を忘れたものである。器械の為の教授をしたり、教案の為の教授をしたり、形式の授業をしたりする³²⁾形式的教授を戒めている。

3. 山松鶴吉の自動主義体育論

(1) 官僚主義的教育批判

教育と生活現実との遊離を批判し、自動主義、自学主義教育を唱導し、かつ体育の改造を主張するのは、山松（東京高師）である。山松は、『小学最近の傾向』（大正6年）のなかで従来の伝統的教育を官僚的、天下り教育であると厳しく論難している。

「従来の教育者は国家が法令を規定して呉れるのを待っている、種々の訓令なり、指図なりが其筋から天降って来ることを待っている、さうして是も否もなく、それ等の指図に依って事を執って居ったのである。又教育の実質上の事柄に付いても教育学者より、或は他の社会の人々からして色々刺激され、色々指導されることを待ち受けている、さうしてそれ等の指図や指導に盲従して事をやって居ったといふ傾がある。自分が毎日やって行く所の仕事、例えば教授細目に於いても、教授案に於いても、出来得る限り手数を掛けずに、チャンと準備せられたものを供給せられることを

待つて居る、さうして東京当たりで出版された教授細目だとか、或は教案簿であるとかいうやようなものの出来るのを待つて居って、それ等を其儘利用して、恬然として居るといふ有様の人々が決して少なくなかったのである。⁽³³⁾

こうして山松は、「今日以後の教育は必ずしも政府の訓令を待たず、外国の指導を当てにせず、各々自分の立場と、信ずる所を土台として積極的に計画を立てて活動を開始するという態度であつて欲しい⁽³⁴⁾と教師の主体性の確立を力説している。また山松は、これまでわが国においては国家的、社会的要求の重圧のもとに個人が抑圧されてきたが、近年の個人主義の興隆は、まさにその反動にほかならないと言う。

「自己自信を余りに極端に拡張してし切りに、自由行動を欲する様になって来たのは、従来余りに家のため、社会のため、国家のために、彼等を圧迫し過ぎて居たからである。其の圧迫が余りに強過ぎたため、従来屈服して居た自己自身を、思ふやうに発展せしむると云う思想が、強くなってきたので、云はば圧迫の反動であるから、故なく之を抑えることは、到底出来ないのである。夫れ故に一方に於ては、或程度までは、従来の組織が酷であつたと云うことを認めて、彼等自身の立場を認めて、そうして他方で斯の如く家庭社会並に国家的修養を加へると云ふことにして行かなければならぬのである。⁽³⁵⁾

教育における官僚主義と、教師の主体性の欠如をこのように批判する山松は、「此の実際に適切なる方面の知識のみ多くを受け、以て其の活用の自在ならしむると云ふことの注意が足りなかつた⁽³⁶⁾と指摘し、小学校教育は、「決して学科を教へるのではなくして、子弟の人物を教養し、実際の生活に利するといふ目的に必要な事項を受ける⁽³⁷⁾ことであり、「子供の実生活に必要な事項を取調べて、さうして之を適切に教授するといふことになさねばならぬのである⁽³⁸⁾と生活と教育の結合を説いている。

(2) 自学主義教育論の唱導

ところで山松は、小学校教育の目的を(1)児童品性の修養、(2)従来の実生活の為、(3)身体の発達をあげるとともに、教材の精選をあげ、伝統的教育を教科書本位、教材本位、教師本位の教育であると批判し、「個人式」の教授を基本原則とする自学主義教育の確立を唱導している。

「今日までの教授の有様を見ると時間が来て、教師に引率されて教場へは入り、教師の命令を待て道具を出す、教師の要求に依て一定の書物の所を開ける、教師の差図に依て書物を読み又閉じる、それが終つて引出されるといふ風で、万事万端総じて受動的であつて、子供は恰も機械的に運転されているカラクリ人形のようなものである。⁽³⁹⁾

こう批判する山松は、「教授法の原則として、教授は教師の教へ能ふべきことを教めるのではなくして、子供の学びべきことを教へるのであるといふことが、明に教へられて居るにも拘らず、日常の教授が兎角教師の方に主になって、其の期する所、予定する所を子供に対して強行するするといふ傾きになって居つたのである。それが為めに能く出来る子供は、教師のやり方を間ぬるく思ふて居るし、出来ない子供は、教授の進行に随がって行くことに汲々として居るので、屢々訳の分からない儘に引きづられて行くといふ状態であつたのである。斯様な有様で、従来教授は、一言にして之を言へば、教師本位であつたと言はなければならぬ。斯くの如きは教育の本旨に違つて居ることは言ふまでもないことであつて、将来は是非とも児童を本位として、各々児童の学習力を計り、それを標準として、教師の其の学習の世話をする、詰り教師は子供の学習をあしらう世話人であつて、学習する本体は子供である⁽⁴⁰⁾と子ども主体の方法原則の確立を要求し、かつ「将来はどうして

も子ども自らが色々と進んで学習するといふ状態にしていかなばならぬ。即ち教師の要求を待たず、教師の差図に依頼せず、自動的に色々のことを学習しやうといふ心持で以て、真に自発的に学習することにしなければならぬのである⁽⁴¹⁾と述べている。

この児童中心主義による自動主義を方法理念に、山松は、具体的には「実力養成主義」、「直観主義」、「実験主義」、「動作主義」、「経済主義」、「練習主義」、「発展主義」、「実用主義」、「競争主義」、「勤労働作主義」を掲げている。

(3) 自動主義体育の唱導

山松は、体育にも深い関心をよせ、「色々の名目の下に児童を会合せしめる機会を興へ、其の会合を機として、種々の唱歌や遊戯をなさしめて、自然に是等を面目く自習せしむる様にすることも必要である。又運動場に種々の器械を出来る限り設備して、自由運動を奨励することも肝要である。運動場を解放して、日曜日も休みでも自由に這入って来て之を利用し、以て身体の鍛練をなさしむることも必要である⁽⁴²⁾」といわゆる自動主義的な体育を主張している。

この観点から山松は、「体操科の主眼」として(1)身体各部の均斉なる発育、(2)体力の養成、(3)精神的鍛練をあげているが、しかし、彼のこうした自動主義体育論も、国民体力に対する危機意識の反映にほかならなかった。山松は、こう書いている。

「学校教育に於ては体操などを為して、相当身体の発育に注意されていることは事実である。けれども、未だそれが為、国民の体力が強くなった、体格が立派になったと云うことは證明せられないのである。それは壮丁の身体検査の結果を觀ても分かるのである。最近十年間の調べに依つても、壮丁の約四分の一は、兵役に耐えない不合格者となつて居るのは事実である。斬ては国家社会のために誠に心細き次第であるから、今日以後に於ては、体操遊戯の主義方法は何でも宜いから、マッチに負けても、運動が拙劣であつても宜いから、要するに体力旺盛にして、如何なる奮闘にも耐へ得ると云ふだけの身体の仕上げねばならない。固より普通教育に於ては身体各部の円満なる調和的発達を図ると云ふことが、重要事項であるけれども、体育終極の目的は人々の体力を強大ならしめ、人生生活の奮闘に耐へて行き、最後まで持続し得ることの出来る身体の人たらしむることを得ると云ふことを考へなければならぬ。⁽⁴³⁾

こうした限界は、なにも山松だけに指摘されるものではないが、自由教育論も、なぜか体育の問題になると突如として尊皇主義者に変身するのである。山松の自動主義体育論も、あくまでも天皇制という国家体制の枠内に限定された実利主義的な体育をめざしており、天皇制体制の補強にその意図があつたのである。

彼は、国民教育の時弊として「個人主義の跋扈」を指摘し、「所謂危険思想」の抑止を叫ぶとともに、教育勅語を遵守し、「今後の国民教育に於ては、徹頭徹尾国家皇室に関する思想感情を極力鼓吹して、堅牢なる国民的信念を形造り、以て我が国体に合致せる教育を施す必要がある⁽⁴⁴⁾」と言う。また(1)子孫降臨の勅語、(2)五箇條の御誓文、(3)憲法発布の勅語、(4)教育に関する勅語、(5)戊申詔書など「凡そ我が国家の存立に関し、国民の思想に関して発せられたる重要な詔勅と、常に子弟の脳中に刻み込んで、其の御精神のある所、其の御思召しの存する所を十分に体得せしめて、絶対的に是等の詔勅を信仰し、之を国民生活の經典として身を持つること、恰も耶蘇教徒が『バイブル』を以て一切の行動の標準をなすが如きやうに致したいのである⁽⁴⁵⁾」と結んでいる。

4. 森岡常蔵の統合主義体育論

(1) 三育主義とヘルバルト派批判

明治37年に『教育学精義』のなかでヘルバルト派教育論、ならびに三育主義的な教育論を批判した森岡は、あらためて『現今訓練上の諸問題』(大正6年)において体育を中心に据えながらヘルバルト派教育論や三育主義教育論を批判している。⁽⁴⁶⁾ まず森岡は、教育を教授・訓練・養護、あるいは知育・徳育・体育というような形式的に分類する非現実的な論理に批判を加えている。

「然らば教授、訓練等は如何に解釈すべきであるか、又其の三育に対する関係を如何に見るべきであるか。念の為に断つて置くが、余は教育の方法を知育、徳育、体育等に分つのを非難するのではない、又之を教授、訓練等に分つのに反対するものでもない。唯教授・訓練を以て直ちに知育・徳育等と同義に解するのを隠当でない主張するのである。(中略)

通俗の三育、さらに精密に四育(知・徳・体・美 引用户註)に分けて教育の方法を論ずるのは決して誤謬ではない。これは人の心身方面を基礎に置いて考へたもので、人に心身の別があり、而も心に智情意の別のあることを許す以上は、之に基づいて教育の方法を分けるのは確かに一種の見解であることを失はない。而して斯く智情意、身体に分けて教育の方法を説くのは極めて明白であるように見える。併し其の短所は其の区分に余りに明白なる点に存する。其の故如何といふに、心身相関の親密なことは疑ふべからざる事実であつて、身体的作用はやがて身体に影響し、日常生活に於て二者の作用は截然と区別できないようになって居る。⁽⁴⁷⁾

心身一元論の立場から三育主義をこう批判する森岡は、さらに「余り明白に区別して之を考へると却つて教育の實際に遠ざかることになる。即ち此の区分法は抽象に偏して実情と合し難い憾あるを免れない⁽⁴⁸⁾と、その非実践的性格を指摘している。

またこうした形式的な三育論は、ほかならぬヘルバスト派教育論に由来し、その結果、教育学の領域から身体性の領域を排除することになったと批判する。

「教育学上教授と訓練とを相対せしめて之を用ひ、従来の教育学に多大なる影響を興へたものは独逸のヘルバルト氏である。氏は此の外に管理詳しく云へば、児童管理といふ語を用ひた。管理は児童の現在に作用する手段で、甲は間接に道徳的品性を陶冶し、之は直接に之を陶冶するものであるというのである。管理を持立することは後の多くの学者の異論のある所で。ヘルバルトは現今の代表者たるライン氏すら管理を教授訓練と対立せしめる分け方を止めた(但し管理の名称を全然削去した訳ではない)位であれば、管理のことは此処には論じないことにする。兎も角ヘルバルト氏は教授と訓練とを以て、共に教育の目的とする道徳的品性陶冶の為に力を盡すべきものと見た。且つ氏は教育しない教授は考ふべからざることとして、教授は須らく教育的教授はなるべしと説いている。然るにヘルバルト氏の教育学に一の大きな欠点がある。それは身体方面を無視した点である。(中略)後の学者は此の欠点を補う為に身体的陶冶の方便、即ち擁護、詳しく曰へば身体養護を認めるやうになった。随つて教授は知的陶冶の手段、訓練は意図的陶冶の手段として陶冶の領域を分割して、教育の方法手段と見るやうになった。⁽⁴⁹⁾

森岡は、ヘルバルト派が教育領域から体育を放逐したのは「身体の事は教育上顧るに足らずと云ふ理由からきたのではなくて、身体に就いては生理・衛生等の医学的研究を要し、此の医学上の原則を奉ずれば、身体は健康になる。それ故身体の事は医学者の研究に一任し、教育は身体の健康という予定の下に行はれるものとして、之が理論を研究すれば可いと考へたのである。教育上身体を無視した訳ではない。教育の学として身体方面の研究を闕如したのである。併し教育学上身体方面の事を除いたのは確かに欠点であらう。⁽⁵⁰⁾

こうしたヘルバルト批判から森岡は、「教育の目的を形式、実質の二方面に分け、形式方面から心身の発展いい、実質方面からは団体的個人の完成、更に之を詳言すれば国家社会の一員として適当ならしめることを期する⁽⁵¹⁾」ことであると述べ、また「教育の目的は国家社会の一員として適当ならしめるよう被教育者たる各個人の心身を発達せしめるにある⁽⁵²⁾」と言い、究極的には国家に従属した国民の養成を教育の目的においている。

(2) 自治的訓練と統合主義体育論

以上のように批判する森岡の教育学において体育は、どのような位置を占めているのか。その点について森岡は、こう書いている。

「ヘルバルト氏及び其の学派の人達は品性陶冶を目的とする為に、身体方面或は之を教育の圏外に置き、或る僅かに副貳的価値を認めるに過ぎないけれど、余は心身の発達を目的とする故に、身体方面と相並べて共に之を重んずるのである。又心の発達といへば知情意の発達を意味する。而して心身の発達というは畢竟人格の完成を期するにある。併し人格の完成というは多少静的の見方で、動的に云へば諸種の行動を自由ならしめるのである。⁽⁵³⁾」

体育を人格の陶冶的機能としてとらえる森岡は、これまで自らが体育を養護に位置づけてきた限界を修正せざるをえなくなる。

「前にも述べた如く、ヘルバルト教育学の短所は身体方面の事を疎外することにあつたから、後の学者之を補うに養護を以てした。而して養護は普通身体の上に施す教育手段と見、或は簡単に体育の義と見て居る。余の著書『教育学精義』には教授、訓練（著書には訓育と書いた）に対して養護を置いたけれど、今は其の極めて妥当ならざることを信ずるに至つた。ヘルバルト教育学に対して養護、或は体育を補ふのは寧ろ当然の処置かも知れないが、余の今日取れる教育の見方からは、之を加へるのは蛇足になる。余は教育の目的を心身の発展と見るのである。即ち知育徳育体育の総合する所に教育の目的が宿ると解するのである。教授も訓練も共に此の目的に達せんとする手段で、現に体操科の教授は其の主要任務を体育に置くのである。其の他手工・裁縫等の身体発達に直接関係する課業も少なくない。訓練は実行の道より進む方便である故、其の実行は常に身体機関と相須たなければならぬ。随つて身体を練習し、之が発達を促すものである以上、別に改めて養護の方便を認める理由も、必要もない。⁽⁵⁴⁾」

自らの従来の理論的境界をも含め、ヘルバルト派体育論の問題性を以上のように批判する森岡は「体力を増進し、身体の諸機関を鍛練する上の身体的訓練⁽⁵⁵⁾」の必要を強調する一方、自治的、自動的訓練の重要性を次のように主張している。

「初は児童をして教師の意見に従つて習慣的に行動せしめ、後には漸次児童自己の意志に依つて自治的に処置せしむるのが正当の順序であると思ふ。(中略)余は教授論としても理會に訴へる道と云ふものを二段に考え、初は輔導に教師の方より理會に導き、進んでは児童をして自学的に研究せしむべしと主張する。而して教授に於ける輔導と自学の関係と同様に、訓練に於ては習慣と自治の二段階に分れるものと見るのである。⁽⁵⁶⁾」

ここで森岡が自治的訓練を要求したのは、「言ふまでもなく、我が国には今日立憲政治が行はれ、地方政治の制度も布かれている。然るに教育の事実が専制政治、若しくは官治時代の人民を教育すると同様の方法を用ひて居るとするならば、現在の国民を養成するとして決して適切なるものと謂ふことは出来ない。これ現今公民的自治の訓練が盛んに唱導せられる所以である⁽⁵⁷⁾」と述べているように、それが立憲政治の要求に合致しようと考えたからにほかならない。

また、この自治的訓練の機会として(1)休憩時間並びに放課後の遊戯、(2)遠足、修学旅行、(3)諸種の作業、(4)諸種の会合、(5)校室訓話等をあげているが、特に訓練の手段として遊戯の価値を高く評価し、「公明正大」、「勇氣」、「意志」を陶冶し、「殊に小学教育期の大部分は最も遊戯を喜ぶ時代であるから、此の好機会を以て真の訓練を興へるやうに努めなければならぬ⁽⁵⁸⁾」と主張しているが、遊戯と体操の教材価値に関しては、次のように書いている。

「遊戯と体操を比べると、遊戯は自然的に発露する自由の活動を本質としているが、体操は人為的に工夫して規律の厳正を旨とするものである。体育としては共に必要と謂はなければならぬ。自由の活動と規律の厳正と相並び、一橋一縦する所に教育の妙味がある⁽⁵⁹⁾」と言い、両者が、ともに補完しあうべきであるとしている。

さらに森岡は、「何れの教科目でも純粹に体育、知育若しくは德育に属するといふことは無いと信ずる。例へば体操の教授は純粹の体育の爲ではなくして、其の外に規律の念を養うとか、協同の精神を造るとかいふ德育方面の効果があるではないか。又教授の際身体機関の名称や作用を説明すれば効果を伴ふし、均斉の姿勢を示すことに依って美育方面の効果に伴ふ⁽⁶⁰⁾」のである。

「即ち体操の教授が第一に之に力を盡し、生理衛生の教授も之が知識を興へて、其の実行の資料となし、其の他種々の教授の際にも之と結合して体育の仕事を行って居る。かの直観教授の如きは視覚、聴覚、運動感覚等の練磨するものである。何の教科の教授にも大なり小なり体育方面が必ず関係する。何となれば、学習は全然身体を使用せずしては出来ないからである⁽⁶¹⁾」と体育の統合主義的教授の必要を唱導している。

森岡が、この段階で体育の教育学的意義を評価したのは、「物質文明の弊」による体力低下の救済と、国家の保持、発展に対する強い危機意識がその背景にはあった。

「我が国民が明治年間に於ける数度の戦争に於て名誉ある勝利を博し、今や国際場裡の一大勢力となった為に、国民の気が驕り、増進して輕兆浮華の風をなし、下等なる肉体の快樂に耽り、浮靡なる文字に思想を腐らし、復た昔日の如き気醜の見るべきものなく、惰気骨髓に徹しているが為の結果であるとも考へられる。熟らせ世界の大勢の上より我が国の将来を察するに、我等国民は従来よりも、今後に於て安楽に暮らせとは思われぬ。縦し武器を以てする競争は無いにしても、絶えず経済や、その他の激烈なる戦争のあることを予期しなければならぬ。尚且つ武器を以てする戦争も決して無いとは言へない。今日の欧羅巴戦争を見れば、文明が進んでも戦争を見れば、文明が進んでも戦争を絶滅すべきものではなくして、何時如何なる関係から勃発するかも知れない。国民が武器を執って敵国人と相見ゆる機会がいつ来るかも測らない。而して此の国家を擁護するは実に国民の責任である。然るに基の国民の体力が此の如く衰弱の傾向を示すというは、実に優へ且恐れざるをえないのである。現在を視、将来を察すれば国民一般に気を引き締め、精神を堅固に身体を健康にして、万一の場合に備へることを切要とする。況して古来尚武剛建の氣風を以て現はれた我が国の子弟は父祖の遺風を奉じ、益々体力の増進を図って元気を発揚しなければならぬ。是れ我が国の教育に於て特に養護の必要を感じる所以である。」⁽⁶²⁾

5. 長田新の兵式教練批判と自然主義体育の提唱

(1) 兵式教練批判

大正前期における全般的な伝統的体育批判、ならびに体育改造論のなかで、異彩を放っている体育論は、何といても長田の兵式教練批判である。長田は、「最近の体育問題」(尼子止編『最近教育学の進歩』大正7年)のなかで「惟ふに近代人をして体育の必要を切実に意識せしめたる根本理

由は、近代文化生活が人類に加へたる迫害である。語を換うすれば生活様式の激変が近代人の心身に興へたる幾多の病弊は、近代人をして深く体育の必要を覚らしめた⁽⁶³⁾と、近代体育の成立契期を指摘するとともに、次のように述べている。

すなわち産業革命を主な起因とする近代文明は、人間の生活を一変させ、諸々の悪影響を身体に及ぼしたが、「現代の体育は文化生活の流す悲惨な害毒を除かんとする救済運動である。従て現代の体育運動は欧州大乱に影響されたる偶発的問題、例えば合衆国並びに日本に燃焼せる兵式教練の外、多くは病弊除去を目的とする消極的方面に得意の羽翼を張って居る。吾人はかかる消極的方面に得意の羽翼を張りたる現代体育問題の新意義を明かにする為、先づ現代文化生活の齊らしたる毒流の如何に悲惨なるかを概観せねばならぬ⁽⁶⁴⁾」と言い、近代体育の興隆の因が、明らかに古代ギリシャのそれとは異質のものであることを指摘している。

また長田は、アメリカの体育が軍事教練の手段と化していると、こう批判している。

「吾人は平和と自由とアルファードとオメガとして、世界文化の間に重きをなして来たる合衆国の民主主義が軍国主義を承認し、兵式教練に同意するまでに墮落せんを惜しむと共に、第十九世紀の末葉以来、科学的伝統に依て堅実なる進歩を営み、今や理論的研究に於ても欧州先進国を凌駕するの勢を示して来たる合衆国の教育界が、かくも理論的根拠薄弱なる兵式教練を加へて学校教育を墮落せしめたることに對し、この国教育の權威の為に深く悲しまざるを得ぬ。⁽⁶⁵⁾」

さらに長田は、「現代の体育問題が、その正統的部面に於て漸次科学的洗練を受け入れて文化発展しつつある間に、欧州大乱は一個の偶発的問題として兵式教練運動を勃発した。この運動の最も真面目に論議され居るは合衆国にして、真面目に攻究することなくして、猥りに学校教育を軍隊化せんとするものは日本である⁽⁶⁶⁾」と、暗に臨時教育会議の「兵式体操ニ関スル建議」（大正6年）に見られる学校の兵營化を批判し、かつ次のようにも述べている。

「余は兵式教練の教育的価値を評するに先立ち、更に最近に於ける日本の兵式教練運動に就て一言せねばならぬ。我国の兵式教練は既に幾十年の歴史を有し、小中学校より高等学校、専門学校を通じて強制的に課せられておる。然るに時局の影響は新に国民皆兵主義徹底の必要を感ぜしめ、一部階級は頻りに兵式教練の振興を叫び、山川博士の如きは、その急先鋒として『教育の実際』大正五年十一月号に於て『無価値なる学校兵式体操』と題し、兵式教練の革新を論じ、且つその具体案として現役士官を兵式体操教官たらしめ、以て軍隊と学校との連絡を密ならしむべしと述べておる。⁽⁶⁷⁾」

長田は、こうした「学校教育を一層軍隊化すべしとする輿論の結晶せる理由⁽⁶⁸⁾」として、「其の一つは合衆国の場合と同様時局の影響にして、国防に対する不安より兵式教練を徹底せんとするもの、其の二は一代の徳風衰へ、人心動もすれば質実剛健の気なく、甚だしきに至っては欧米の思潮に酔いて忠愛の念さへ喪わんとするものあるを憂へ、これが挽回の一策を兵式教練の振作に求めんとするもの、其の第三は啻に精神上のみならず、国民体力の批に傾むかんとするを慨し、鍛練時の兵式教練に依て身体的元気を旺盛ならしめんとする⁽⁶⁹⁾」発想によるものであるが、しかしながら、「斯の如きは果たして兵式教練振作の理由として価値ありや否や、又兵式教練の振作は果たして上述の目的を達し得るものなりや否や⁽⁷⁰⁾」と問い、学校教育における兵式教練振興の根拠が極めて薄弱であり、かつその教育的価値には、多くの疑問が残るとしている。

「日本は合衆国と全く国情を異にし、一般兵役制は施行せられ、学校教育は小中高等の諸学校を通じて早くより兵式教練を課し、一部の軍者主義国より見れば或は物足らざる感あらんも、これを他の教科に比すれば相当の努力払はれ、又相当の効果は収められておる。この意味に於て余はこれ以上学校教育を軍隊化する要なしとする意見に同意する。且つや軍事上より見て、学校に於ける兵式

教練が果たして幾千の価ありやも問題である。

合衆国の兵式教練反対者は、何れも最近戦術の変革は学校教練の軍事的価値を抹殺したと云っておる。聞くなら、我が軍事当局も、体育乃至規律服従等の精神的訓練を目的とする外、学校に於ける不徹底なる一不徹底は到底免れざる一兵式教練は歓迎せぬとのことである。

以上種々の点より見て、学校兵式教練の軍事的根拠は極めて薄弱なものと思はねばならぬ。第二に一代の徳風の衰退せるを嘆じ、兵式教練に依て一面には規律服従等の訓練をなし、多面には忠愛の念を涵養せんとすることは如何。『目一つ世は様々の眺めかな』で、果たして一代の徳風がかく衰退せりや否やは、事極めて複雑な問題に属し、結局は水掛論で終わるであらう。余は固より一代の徳風が堅実であるとは思はぬ。けれど徳風の退廃は識者が鉄砲を担はせ、依て以て剛健の志気を挽回せんとする学生の階級より、却て識者自らが属する上流階級に甚だしいと思ふ。(中略)

仮りに百歩譲って、現代の学生が一学生も一先づその墮落の夢を破り、健全なる精神的訓練を受けねばならぬとして論をすすめやう。由来兵式教練は規律服従克己等の諸徳を涵養するに効果大なりと観られておる。けれども余は兵式教練に依る訓練に対しては、その教育的価値を疑ふものである。蓋し兵式教練の強要するが如き機械的規律、盲従的服従、自覚なき克己は、真の教育的訓練ではない。教育上より見たる真の規律、真の服従、真の克己は、精神的、人格的、自覚的でなくてはならぬ。^[71]

こうした立場から長田は、兵式教練は子どもの発達上からは言うまでもなく、教育的にもその価値はありえないと断じている。

「訓練にも固より教育当体の如何に依て自ら方法はあつた。すなわち初歩の児童に向つてかかる自由的、自覚的、人格的基礎ある服従や規律を望むは無謀である。されど小学児童は未だ身体の発達幼稚にして兵式的鍛練に適せざる如何。中等学生は先づ可なりとするも、高等程度の学校生徒に至つては兵式教練の強要する機械的規律や盲目的服従は、彼等の高尚なる内面生活精神生活と余りに懸隔して、到底彼らの心理と融着せぬ。況んや大学の兵式教練に至つては言語道断である。(中略)

規律や服従や克己等の諸徳の涵養は、学校教育全体の共同目的、共同責任でなくてはならぬ。蓋し訓練は被教育者の全生活に即して行ふことを最も教育的とする。すなわち生活内在の訓練法に基き、被教育者が或は学校の生活に於て、或は学習し、或は起臥する間に目的を達する訓練にして、始めて真に生命ある教育的訓練である。かくて兵式教練といふ特殊教科をして訓練上特殊の位置を占むるのは危険である。^[72]

長田は、たんに兵式教練の教育的価値を否定するのみならず、「然らば体育上より兵式教練の価値如何^[73]と問題にし、「兵式教練の核心が前既に述べたる如く、規律服従克己等の諸徳の涵養にあるを知らば、その体育的価値の普通体操乃至自由遊戯に劣れることは恐らく自明の理であらう。(中略)蓋し児童は身体の發育極めて未熟なる上に、身体發育上個人的差異著るしきが故に、素りに小学校教育中に兵式教練を加えるは危険である。中等学校の上級以上に於てはかかる危険なかるべしと雖も、体育として兵式教練の効果少なきときは、兵式教練がもと体育其者を目的にするに非ざる点よりも自明である^[74]と、その体育的価値をも全面的に否定している。

長田は、こうして現役将校を学校に配属することは、まさに教育の崩壊を将来する以外のなにもものでもないとして厳しく批判している。

「以上吾人は軍事教育上より、訓練上より、又体育上より兵式教練を批評せるが、最後に兵式教練徹底の実際的方法として現役士官を兵式教官たらしむべしとの論を一瞥しやう。今日の将校はやや教育的良心を高めたるが如しといへども、多くは思想単純にして教育上の常識なく、之を今日の学

校教師に比すれば、思想的識見の間口と奥行とに於て殆ど隔世の差がある。かかる軍人を学校教官として招聘し、啻に体育上のみならず、訓練上に於ても相当に重要な座席を興うとは、仮令校長の一部下として学校教育の根本方針に従ふとはいへ、教育全体の健全なる発達上害ありて益なき企である。六週間現役を一年現役に改めたる結果の如きも、余は小学校教育の正当的発達を妨ぐるなくんば幸なりと考へておる。謂らく『学校教育は飽く迄も学校教育たらしめねばならぬ。』⁷⁵⁾

(2) 自然主義体育の提唱

兵式教練をさまざまな観点から批判する長田は、一方で大筋主義的な体育観を論難するとともにルソーの自然主義的な体育観に立って、体育の存在論的根拠を「自然への回帰」に求めている。

「惟ふに人間の本质は心意活動に存し、身体が一層大なる空間を占むるや、また一層重き体重を有するや否やは人間の価値と必然の関係はない。又身体がより大なる空間を占領し、より重きを有することが、人類の真意活動の能率を高むるものとせば、体育にも積極的意義があらう。されど吾人の見るところを以てすれば、身体がより大なる空間を占め、より重きを有することは人類の心意活動の能率と必然的關係は無いやうである。但身体が病弱となり、心意の本来的活動を妨げんとするとき、始めて問題が起つて来る。換言すれば体育の目的は身体の故障を除き、心意をして本来の活動を営むに差支へなからしむるに在る。余は心身關係の原理、並びにその事実を否定するものではない。けれど積極的に筋骨を鍛へ、体重を増し、身体をしてより大なる空間を占領せしむることが、人間の存在の核子たる心意活動の能率を大ならしむると考へるものではない。

此の意味に於て身体の故障を除き、心意をして本来の活動を営むに差支へなからしめんとする以上、積極的に筋骨を鍛練するは、体育本来の目的以上に進出せるものであらう。然らば体育上鍛練は無用なりや。(中略)

之を要するに、智育体育等精神の教育が人生の意義並びに価値の上より見て、積極的意義あるに反し、体育は極めて消極的のものにして、障害を除き、正常の状態に身体を置くことが主目的である。此意味に於て吾人は、現代の体育が文化生活の齊らせる余弊の除去を目的として展開し来れる事実の意義深きを思ふと同時に、ルッソーの体育論を正当とするものである。ルッソーの自然主義が精神教育の原理として不完全なるに拘らず、彼が文化の不自然より来る障害除去を以て、児童体育の根本目的とせるは卓見である。⁷⁶⁾

ルソーの自然主義的な体育論をこのように評価する長田は、「以上吾人は体育の教育上における位置を明らかにせるが、然らば体育法の原理は如何。余は精神教育の原理が理想主義に反し、体育の原理はむしろ自然主義に依るべきものと思ふ、否身体そのものが動物的部分であり、生物的部分であり、また自然的部分である。体育の原理を自然に求めるは、現代体育運動を貫流する一連の主張であらう⁷⁷⁾と述べ、この自然主義の原理から兵式教練のみならず、従来の体育を批判している。

「体育が基本質上自然の原理に立脚せざる以上、体育法として兵式教練の無価値はいはずもがな、普通体操もこの自然の原理に依て革新せられねばならぬ。今日の学校体操は畜生理学、衛生学、解剖学に基礎を置くのみならず、生物学、発生学の原理を摂取し、又児童身体の個性的差異に留意して改善せられねばならぬ。借問す。我が国の体育家に斯る抱負と自信ありや。⁷⁸⁾

兵式教練に批判を加え、自然主義体育を唱導する長田ではあったが、しかし、長田の限界は、彼が、その身体観を二元論においていたことにある。すなわち彼は、精神と肉体の二元的存在を前提に、スペンサー流に肉体を動物的存在として捉え、自然の一部であるがゆえに、精神教育とは異質のものであり、この点でヘルバルト派の教育論は了解されうとしている。

「精神が不断に創造する理想に向かって精進するに反し、肉体といふ動物的存在はただ『かくある』の世界に於て本来的なる自己を発見する。これ肉体の本質上生まれながらの約束である。精神は不断の刺激に依て向上するところに本来の面目を存し、肉体は自然の環境に置かるることに依て、却て本来的なる発育を遂げる。この意味に於て精神の教育と体育とは類を異にするものと観るべきである。否或意味に於て体育は正しく教育の埒外に置かるべきものどあらう。ヘルバルトがその教育学組織に於て体育を侮蔑せることは、其後学者の攻撃的たりしに拘らず、余はヘルバルトの立場に同情すべき幾多の理由あるを思はざるを得ぬ。されど余は体育の不要を唱へんとするものではない。ただ教育を論ずるものが、型の如く知育徳育体育と打ち並べ、往々にして三者同格的に観念せんとする不用意を戒めんとするにすぎぬ。〔9〕

7. 大正前期における自由体育実践

1. 旭川尋常小学校の自学主義と自然主義体育の実践

(1) 大国民の養成と明治体育批判

西川、山松、長田等に代表される大正前期の明治体育批判や自由体育論を背景に、自由体育実践は、次第に各地方に浸透し、ある一定程度の発展をみせている。その一つに末武政一を校長とする旭川尋常小学校の実践がある。

末武は、北海道師範学校を卒業の後、旭川尋常小学校訓導を経て同校の校長となり、同校での10年間にわたる実践を『小学校内容改善に関する実地研究』（大正2年）として公刊している。末武が、情熱を込めて実践に打ち込んだ、その究極の目的は、世界的で、進取的な「大国民」の養成にあった。彼は、そのことをつぎのように記している。

「思ふに、我国家は、一等国とはいふものの、我国に優とも劣らざる国家は決して少なくない。我に美点あれば、彼にも長所はある。我に大和魂あるを誇れば、彼は、又アングロサクソンの堅実老成なる血を誇るであらう。我れに、忠君の赤誠あるを示せば、彼は、又森厳なるスラブ魂を出すに相違ない。実に現代は激烈なる生存競争の世である。(中略)かかるが故に、現今、我国家のとるべき最急最要の務は云ふ迄もなく、此重大なる任務を成し遂ぐべき力量ある、世界的なる、進取的なる、所謂大国民を瀕々として養成するより急なるものはない。(中略)この国是に基き、一般国民の覚醒を促し、国運隆昌の根底を培養するに於て、最力あり、最効果あるものは、学校教育である。

『健全なる国民の養成は普通教育の振興に待つ。』最近下し賜った御沙汰書ではないか。〔90〕

そして末武は、欧米列強に対抗して国家的隆昌の基礎となる大国民の養成という立場から、教育の現実をさまざまに批判している。彼は、まず教師の実態をとりあげ、次のように批判している。

「翻つて、この重要な局に当るべき、我国小学校教師の実状はどうであらうか。曰く、『常識に乏しい』。曰く、『眼前が狭い』。曰く、『活社会に疎い』。曰く、『学力不足』。曰く、『気意銷沈』。曰く、『早労早朽』。其多くは、退歩的か偏狭的な隠遁的かを意味する声に接するのである果して世評の如くであるならば、これに教養せられる第二の国民、否、我が国の前途は実に寒心に堪へぬ次第と云はねばならぬ。(中略)

要するに、現代の教育は、今少しく活眼を用いて、世界の大勢に通じ、我国家の地位と、国民の覚悟とに対し、大なる自覚をなし、先づ自ら大国民として恥ぢぬ丈の修養を積み、次第の最有為にして、且優に他を乗り越すに足る力量を持った選手を造り出さねばならぬ。この考が、絶えず脳裡に往来して居るならば、教科書にある百般の事実は批活思想に触れて活躍し、知識は直ちに、現代的

に、実用的に消化されるものである。吾々も、我等小学教師たるものは、須く旧套を脱して、新たな責任を感じ、新たな思想に着眼して、真面目に我国家の前途を考へ、大局に眼を注いで、事太主義・依頼主義を廃し、立憲政体の運用に関し、自治制の発達に関し、単に教科書を教ふる時のみに限らず、常に我国現下の大勢を看取して、造次にも顛沛にも、この大国民を養成する任に当って居る事を忘れてはならぬ。⁽⁸¹⁾

立憲的国民の立場に立った教師自身の改造と臨機応変に現実を処していく、弾力性に富んだ大国民の養成を主張する末武は、また「生活に必須とは云ふものの、其生活は児童が一生涯を通じての生活である。其生活に適する基礎的実力を養ふのが小学校の目的である。カントの所謂間に合わせの人を造るに非ずして、将来の時代に適應する人を造るにあるのだ。処が、中には実用主義を振りかざして、其学校の六年生が出生届の書き方を知らなかったと、散々に、其の校の成績全部を即断して、悪評したものもあるといふ事であるが、かかる浅薄なる試問で、児童の実力や、学校の成績を概評するといふ事は、早計浅慮の至りで、畢竟、これ等は、実用主義に囚はれたものといはねばならぬ⁽⁸²⁾と浅薄な実利主義的な教育を批判している。

さらに従来の画一主義、形式主義的な教育についても、「独り教室内にのみ没頭して画一主義を振り翳し、個人々々の境涯、性格に関する取扱を為さざらんか、十年其職にあるも、其教育法は、徒らに児童が上衣の上を撫ぶる微風のそれの如く、決して真肌に触れ、感化し、啓発し能はざるべきである⁽⁸³⁾と批判するとともに、その観点から「簡略主義と形式打破」を次のように主張している。

「今の小学校は、あまりに勞多くして成績が顕著でない様に思はれてならぬ。殊に、最近までは、形式主義の風潮に圧倒された気味がある。曰く何施設、曰く何施設、十指、二十指で数へ切れぬ程生まれ出て居る。而もこの施設たる其学校、其土地に適すると否とを問はず、一も二もなく鵜呑みにされ、其数の多いのを以て誇りとする迄に至った様である。学校の方針かくの如し、其渦中に勤めて居る教師は云ふ迄もなく、五時間の授業といふ、最精力を傾盡すべき時間や成績物の整理添削といふ重大な任務よりも寧ろ、結果の人目を惹く何々施設的の方に力を入れ、成るべく遅く学校より帰るを以て精勤とし、優良とし、殆、教師は大馬の如く労働し、家に帰れば、精力盡き果て、グタリとせざるもの幾人といふ有様に達した事実は少なくない。かかる状態で、どうして五時間の真個の活動舞台に生氣あり、力ある教授をなし得るやである。児童の実力低下し来れりとの声は眞に天の声である。⁽⁸⁴⁾

(2) 自学主義の唱導

形式主義、画一主義教育を厳しく批判する末武は、「苟も学校長たるものは、全校の児童を我が子の如く愛撫し、我が子の前途を思ふが如く考慮せねばならぬ。されば区々たる感情や反感に囚はるる事なく、自己が信ずる最善の方法に向つて奮進に決行せねばならぬ。即、飽く迄児童本位主義により、教師の素養性格、技倆を洞察し、適材を適所に配さねばならぬ⁽⁸⁵⁾と児童中心主義を唱導するとともに、自学主義を強調している。

「児童全般の学習状態が、学ばんとする意気に充ち満ちて、教師の監視あると否とに係等ず、恰も蠶が桑の葉を食するが如く、専心一意、目的の為に活動しつつあれば、本主義が遺憾なく発現されて居るものと見てよい。それが為には、教師の注入的、独演的教示は成るべく避けねばならぬ。近来盛んに唱へられつつある軟教育、牛乳教育といふは、一から十迄、教師の方で用意して、見せたり、聞かしたりして、児童自身をして、発見せしめ、工夫せしむる事をせぬ結果、ダンダン働きのない頭となるのである。(中略)殊に、子供の時は、考へ物とか謎の様なものは、大人が想像し得ぬ

程興味を持って居るのである。この天性を利用して、只管児童をして探索せしめ、工夫せしめ、発見せしめ、注意せしめ、発表せしめ、中心より活動せしめる様に仕向なければならぬ。⁽⁸⁶⁾

末武は、この段階ですでに今日の発見学習、もしくは探究学習をすでに構想していたと言えるが、彼は、大国民の形成と実際の教育の立場から明治後期より教授原則として提起されてきた「練習主義」、「自覚主義」、「実用主義」、「簡略主義」、「結果主義」等を包括、統一すべきことを強調する一方、特に「実行主義運用上の注意」として、「実行主義を運用して、其効果をあげんとせば、各自の個性を洞破して、団体的取扱の中にも、個人的取扱を加味せねばならぬ」と個性尊重の原則を説くとともに、「されば、教師は常にこれ等小国民が個性を観察し、絶へず、実践の機会を興へ、第二の善良なる個性を築き上ぐるに努力せねばならぬ。而して、これを観察するに好適の場所及機会は、云ふ迄もなく彼等が自由の天地たる飾らざる、警戒せざる遊戯上又は克己懲制を要する掃除作業等の機会又は家庭に於ける行動等に見ねばならぬ。⁽⁸⁷⁾」と述べている。

(3) 自然主義体育の提唱

教育の全般的な改造を提起する末武は、大国民の基礎となる体力の養成という観点から、体育の改造を主張しているが、彼は、体育の目的、ならびに養護との関係について次のように述べている。「修身科の訓練との関係が不可離である如く、体操科と養護との関係も亦不可離である。即、養護の目的、方針とする處は、児童の発達段階及個人々々の体格に応じ、多少の酌量を要すれども、主として積極的衛生法をとり、鍛練主義により、大国民として、将来の奮闘に堪ゆる基礎体力を養ふにあると思ふ。(中略)体操科究極の目的も亦ここに存するのである。只、養護は、体操科に於てのみそが目的を達せんとするに非ずして、学校教育の全部に互って、機会ある毎に、鍛練し、修練するにある。されば体操科は養護の大部分を占め、養護は又体操科の補助的施設となるのである。⁽⁸⁸⁾」

また末武は、生理学的根拠を無視した体育教授を「盲目的教授」として批判している。

「体操科の主なる目的は、身体各部を均斉に发育せしめ、四肢の動作を機敏ならしめ、以て、心身の健康を図る事にある。然るに、往々、一局部の動作の練熟にのみに十二分の時間をあげて費やす如き、或は、休憩を運動とを相調和して、体育の目的を完成するにある事を知らずして、同時間、引続き運動せしむる如き、これ等は、全く教師に生理的知識の乏しい結果か、又は、知識はあっても、これを応用する能力なきかに外ならぬ。(中略)次に注意すべきは、未だ保護時代にあり、四肢の発達不完全に、心臓などに故障の生じ易い七、八歳頃の幼童、又は身長と体重との増加が不釣り合いとなる九歳頃の時期にも、一向頓着なく、盲目的に、流行の鍛練主義、公教育を振りかざして生理の法則を無視する如き、危険千萬といはなければならぬ。⁽⁸⁹⁾」

科学的、合理的で、しかも鍛練的体育を主張する末武は、あらゆる身体活動の領域を体育に包括すべく自然主義体育を理想とし、「非自然征伏主義」の体育を唱導するのである。

「されば、努めて、自然を友とし、自然と密接せしめ、自然の中に逍遥し、自然に同化し得る如き体質を養はん事を期せねばならぬ。されば冬期の如きも、主として戸外を運動場とし、雪中遊戯を奨励し、病者以外は、襟巻、手袋を禁じ、早起きを奨励し、体操遊戯も、汗の出づる程度に運動せしめ、校舎内外の大掃除より、農園、学校園の作業等には、喜んで従事せしむる等、積極的衛生法によって導かねばならぬ。全一主義により、遠足の如きも、単に往復するに止めず、目的地に於て小運動会の如きを催ふし、職員も、児童も、乃至父兄の一部も一団となって、春は若草萌ゆる青毛氈上に、秋は錦を擬ふ紅葉の天地に、団楽、歓呼して一日の清遊を擅する如きは、和氣鬢々の中に交って疲労を回復し、間接に、又長幼相親の実をあげ、自ら大家庭の一人たる感を抱かしむる事と

もなるのである。⁽⁹⁰⁾

末武は、ある意味で統合主義的な体育を構想していたと言えるが、特に「労働と体操」の関係についてふれ、「体操科の目的のみを読んで居ると、体操を行ったものと行はぬ者との間には、其発達に著大なる差異を生ずべき筈であるが、実際は、夫れ程に、甚しい差は生じない。論より証拠、今より約五十年以前には、我国人中、体操なる文字さへ知るものがなかったではないか。しかし、夫は、これに労働とか、自由遊戯とかを授けて、大に鍛練せしめたものだ。実際、労働や、遊戯の全身運動に効ある事、多くの場合、体操以上のものがある⁽⁹¹⁾とある一定の体育的意義を認めながらも、しかしながら、労働は、身体に悪癖を残し、その弊害を矯正するためにも、自由遊戯、体操、角力が不可欠であると述べている。

3. 鹿児島師範学校の個別体育実践

(1) 教育の地方化、個別化と干渉主義体育批判

一方鹿児島師範学校の池上 弘、松下坂一、兼子鎮雄等は、『児童個別的取扱の実際研究』(大正2年)において分団一個別学習論にもとづいて従来の教育の批判するとともに、体育の改造を主張している。

池上等は、教育の根本理念に(1)世界の開花、(2)我帝国の開花、(3)其地方の開花を掲げ、そのために「精悍なる国民を造ること⁽⁹²⁾を教育の目的においたのである。そしてこの教育の目的を実現するために、「教育は地方化せる教育に個別的色彩を付興することを要求せねばならぬ⁽⁹³⁾と教育の他方化、個別化を唱導し、この原則に立って従来の教育は、「(一)天才をして充分に發揮せしむることが出来ぬ。又進歩遅き児童をして苦痛と嫌悪とに陥らしむる⁽⁹⁴⁾。(二)国民のすべてを同一型式に入れ、平凡化せる人物たらしむる⁽⁹⁵⁾、(三)人物経済より見て甚だ不利益である⁽⁹⁶⁾と批判し、そうした画一主義教育の根源が、これまでの干渉主義的な教育政策にあると指摘している。

「日本の教育機関は小学より中学高等学校を経て大学に至るまで画一主義を採り、一切の学科目の設定教授法が制定せられて居る、故に日本の諸学校は都市なると寒村なるとの別なく、又生徒の年齢能力嗜好及将来の職業を顧慮することなく、凡ての生徒に対し同一にして多種なる教科を平等に課して居る、是は全く一人で百般の學術技芸を悉皆習得せしめて、之を同一典型に陶冶せんとするのである。而して教育の主眼たる国家須要の各種の人物を養成することを顧みざるに依るものである。(中略)此日本教育界現行の画一主義は其結果より云へば、学生の体力と智力との適当なる発達を阻碍し、彼等をして学校生活より出て実際の業務に就くに先ち、既に其元気を消磨せしむるのである。⁽⁹⁷⁾

さらに池上等は、こうした干渉主義的な教育政策が教師の主体性を疎外し、かつ教育者としての成長を抑圧していると批判している。

「要するに教育行政が徒に教育者の為すべき領分にまで入り過ぎ、之が為に教育者の自由なる活動を為す余地なからしめることが大なる原因をなして居る。勿論大体の方針は国家として確立して居らねばならぬが、細部に至りては、教育實際家の自由活動に任せねばならぬ、従て教育に対する当局者の施設も可成大綱に止め、一定の範囲内に於て自由に工夫せしめ、各自の確固たる信念及主義方針の下に断行せしめねばならぬ、かくてこそ教育には權威を生じ、教育者の向上進歩も望むことが出来るのである。⁽⁹⁸⁾

(3) 分団一個別学習の實踐

伝統的教育の画一主義、干渉主義に対す批判をとおして池上等は、及川の分団式教育論のうえに立って、分団一個別学習を相互に変換する方法原則を唱導し、かつ実践している。

「一、教授の順序より見れば、新教授の場合は、大体全級の取扱より分団的取扱に進み、最後に個別的取り扱いに終るを本則とするも、復習練習の場合には全級の取扱の場合少なく、殆んど分団的及び個別的取扱の交番によりて行ふを便とする。

二、教師の輔導による分団的取扱又は個別的取扱をなすときは、他の児童は相互研究又は自由研究をなさしむるがよい。

三、教師の輔導と、児童の自学とは、交番に行はるる様にして、三つの取り扱いを按排することが必要である。

四、優等生は自学による学習を多からしめ、劣等生は輔導による学習を多からしめ、また初年級は輔導を多くし、漸次自学の範囲を拡張する様に取扱ふことが必要である。⁽⁹⁹⁾

池上等は、「技能教科の学習法」においても「技能科の学習に就ては、特に左の要件に従って学習の方法を知らしめ、以て独力を以て学習し得るの域に導かねばならぬ⁽¹⁰⁰⁾と自学主義の原則を掲げている。

「一、手本に対する観察の方法を十分に知らしめ、且つ正確にするの習慣を得しめねばならぬ。

二、技能の方則に関する観念を明確にし、其の方則に基づき学習せしめなければならぬ。

三、批評眼を養ひ、自己れの成績物を批判し、其の訂正を行ひ、以て学習するの習慣を得しめねばならぬ。⁽¹⁰¹⁾

また「技能科教授法の個別的取扱」について、「技能とは観念の身体的発表の堪能的習慣であるから、之が習得には、(一)理想の観念の豊富なること、(二)方法の観念明瞭なること、(三)筋肉の記憶確実なることの三条件を心身に具備しなければならぬ⁽¹⁰²⁾と述べ、この三条件を学習し、習得するためには「個別的取り扱い」によって「示範を十分にし、」「技能の方則を正確に理解せしめ、特に基本技能に関する知識を明瞭に興へんがために時々分団的又は個別的の輔導をし、」「技能科に対する興味を喚起し、自信力を興え、発動的に学習せしめ」、さらに「自学学習によりて益々其の長所を發揮する方法を講じる⁽¹⁰³⁾必要があると、技能科においても分団一個別学習を方法原理とする自学主義を唱導している。

(4) 個別体育学習

技能教科における分団一個別学習を提起する池上等は、養護ならびに体育についてはこう述べている。すなわち養護に関しては、「養護はまた訓練の一基礎であるとも云へる以上は、実に心身相関の理法が示すところで、個性の完成上身体的陶冶の重要な所以である、特に民族の盛衰消長は、其民族の体力如何に関係することも大なるものであれば、養護は又国家社会と云ふ方面から見ても大切な理由を見出すであらう⁽¹⁰⁴⁾と個性の完成、ならびに民族的発展の立場から養護の重要性を指摘している。

一方体育については「身体各部を均齊的に發育せしめ、各機関を保護増進し、身体各部をして忠実に意志の命令に服従せしめ、其労作をして機敏ならしむると共に、身体的技能に慣れしめ、また端正なる姿勢を得しめ、以て健全なる身体を作り、尚精神的方面に於いて快活剛毅の精神を養非、決意自信の念を高め、規律協同の習慣を養成せんとするを以て其任務とするものである⁽¹⁰⁵⁾と規定している。

また池上等は、「訓練上の諸機会」のみならず、個性教育の場としても運動会の意義を高く評価するとともに、「学業の方面で特長のないものも、運動にかけては大に特質を発揮することが出来る。これは個性教育の緒を求むるに都合のよいことである」⁹⁶⁾と言い、その観点から従来の体育を画一主義、形式主義として批判を加えている。

「吾人は此方面に於て現時の体操科は大なる欠陥を有しているものと信ずる、現今の体操は其学年の普通児を標準として仕組まれたるもので、各自の体格体質に適應しているものとは云へ、今後の体操はどうしても、今少し個人適應の運動種類と運動量とを課することに留意せねばならぬと思ふ、然り而して此個人適應の体操を行ふにつきては、先どうしても其学級児童の身体的状態、即身体上より見たる個性を明にせねばならぬ、之は日常の觀察によりても知ることが出来るが、毎年の身体検査は厳正確に知ることが出来る。(中略)

吾人はかくして初めて体操なるものに生命を生ずるものと思ふ、現今の体操は極端に悪く、児童は止む踊らされている観がある、自ら選んで自己の身体を立派なものにせうとの意気込みが欠乏している、此の意気込みを付ける最良の手段は実に以上述べたる如く、自己の体育に対する自覚を生ぜしめ、個別化せる体操を課するにありと思ふ。⁹⁷⁾

池上等は、このように自動主義、個別主義的な体育論を鼓吹すると同時に、各地方の実情に即した体育の地方化を標榜しているが、しかしながら、彼等自身が「大正今後の教育は実に此差異に着眼し、教授に於ても、訓練に於ても、体育に於ても、優中劣各人に各々処を得しめねばならぬ、以て国民全体が自家職業の上に、国家的活動の上に、十分個性を発揮し、特色を現はして国運の発展と自己運命の開拓に努力せねばならぬ」⁹⁸⁾と述べているように、国家主義の論理があくまでも貫徹されている。

ま と め

この段階の自由体育論において明治体育は、「教育勅語主義」、「軍隊主義」、「奴隷主義」、あるいは「命令主義」等として厳しく批判され、なかんづく西川三五郎や長田新の自由体育論は、突出したものとして注目されてしかるべきである。少なくとも、この段階でこうした自由体育論が、たとえすでに指摘したように、その論理に限界を抱えていようとも、明治体育批判のうえに展開されていた事実は、これまで明らかにされてこなかった点であり、従来「国家主義」、「軍国主義」に懲り固まった体育論しか知らされて来なかった近代体育史は、部分的にはあっても修正されるべきことを示唆している。

ともあれ、これらの自由体育論が、当時の全般的な体育論の底流にながれていたことは否定しえないし、たんに中央のみならず、地方に伝播し、体育科教育実践の理論的基盤を形成していったことは、旭川尋常小学校、ならびに鹿児島師範学校附小等の実践報告によっても明らかであろう。

しかし、これらの自由体育論が、その言葉のはしはしに伺い知れるように、「外に対する帝国主義」、「内に対する立憲主義」という明治後期以来の天皇制国家の矛盾を認識するには到っていないこともまた事実である。

補 註

- (1) 同 書 以文館 序 pp2～3
- (2) 同 前 pp264～265
- (3) 同 前 pp494～495
- (4) 同 前 p 239
- (5) 同 前 p 4
- (6) 同 前 p 273
- (7) 同 前 p 181
- (8) 同 前 p 39
- (9) 同 前 序 pp 3～4
- (10) 同 前 p 43～44
- (11) 同 前 p 235

次のようにも批判している。

「教授者の教授が、智識的教授に重きを惜きて人格的教育を蔑視するが如き、或は訓練事項の教授に熱中して、児童の体育的教育を無視するが如き、或はその教授の主眼点を逸して、枝葉の点にのみ馳せて、之が教授に熱中するが如き、或は其教時間中の教授法にのみ熱心にして其の結果を顧みざるが如き、或は其科用書の教授事項にのみ之が立法を研究して、其の知識の応用を顧みざるが如き、(中略)或は其の教授の準備にのみ熱中して之を使用する法を知らざるが如き、挙げ来るときは、今日の教授法が徒らに利己中心主義によりて、自己の利害を目的となし、以て学校長又は参観者は監督官庁に対し外面的施設を銜ふが風あるは、実に現代教育の一大弊害である。」(同前 p 234)

- (12) 同 前 pp227～228
- (13) 同 前 p 189
- (14) 同 前 p 32
- (15) 同 前 p 235
- (16) 同 前 p 267
- (17) 同 前 pp455～456 傍点引用者
- (18) 同 前 p 435
- (19) 同 前 pp145～146
- (20) 同 前 p 146
- (21) 同 前 pp174～175
- (22) 同 前 p 177
- (23) 同 前 p 5
- (24) 同 前 p 52 傍点引用者
- (25) 同 書 洛陽社 p 39
- (26) 同 前 p 39
- (27) 同 前 p 35
- (28) 同 前 p 3
- (29) 同 前 p 62
- (30) 同 前 p 226
- (31) 同 前 p 33
- (32) 同 前 p 233
- (33) 同 書 教育新潮会編 p 81
- (34) 同 前 p 82
- (35) 同 前 pp20～21
- (36) 同 前 p 120

- (37) 同 前 P 136
 (38) 同 前 P 136
 (39) 同 前 P 231
 (40) 同 前 pp209~210
 (41) 同 前 pp221~223
 (42) 同 前 P 244
 (43) 同 前 pp121~122 傍点引用者
 (44) 同 前 pp151~152
 (45) 同 前 P 151 傍点引用者
 (46) この点については、拙著『日本近代体育の思想構造』（明石書店 近刊予定）を参照されたい。
 (47) 同 書 教育新潮会編 序 pp 6 ~ 8
 (48) 同 前 序 P 8
 (49) 同 前 序 pp10~11
 (50) 同 前 pp213~214
 (51) 同 前 序 P 13
 (52) 同 前 序 P 13
 (53) 同 前 序 P 13
 (54) 同 前 序 P 19
 (55) 同 前 P 221
 (56) 同 前 序 P 23
 (57) 同 前 pp125~126
 (58) 同 前 P 174
 (59) 同 前 P 223
 (60) 同 前 序 P 9
 (61) 同 前 pp216~217
 (62) 同 前 pp219~220
 (63) 同 書 早稲田同文館 pp233~234
 (64) 同 前 P 235
 (65) 同 前 pp251~252
 (66) 同 前 pp247~248
 (67) 同 前 P 252
 (68) 同 前 P 253
 (69) 同 前 P 253
 (70) 同 前 P 253
 (71) 同 前 pp254~255
 なお「日本は合衆国（中略）学校教育を軍隊加する要なしとする意見」は、「兵式体操ニ関スル建議」の審議過程における沢柳の反対意見を指すものとみられる。
- (72) 同 前 pp255~256
 (73) 同 前 P 257
 (74) 同 前 p257
 (75) 同 前 P 258
 (76) 同 前 pp266~267
 (77) 同 前 P 268
 (78) 同 前 P 267
 (79) 同 前 P 269
 (80) 同 書 目黒書店 pp 6 ~ 7 傍点末武
 (81) 同 前 P 8 傍点末武

- (82) 同 前 pp26~27 傍点末武
- (83) 同 前 P 183 傍点末武
- (84) 同 前 P 24
- (85) 同 前 pp52~53 傍点末武
- (86) 同 前 pp27~28 傍点末武
- (87) 同 前 P 176 傍点末武
- (88) 同 前 pp207~208 傍点末武
- (89) 同 前 P 311 傍点末武
- (90) 同 前 pp312~313 傍点末武
- (91) 同 前 pp308~309 傍点末武
- (92) 同 書 広文堂 P 5
- (93) 同 前 P 6
- (94) 同 前 P 2
- (95) 同 前 P 3
- (96) 同 前 P 3
- (97) 同 前 P 11
- (98) 同 前 P 12
- (99) 同 前 P 277
- (100) 同 前 P 328
- (101) 同 前 P 328
- (102) 同 前 P 390
- (103) 同 前 pp391~392
- (104) 同 前 P 524
- (105) 同 前 P 525
- (106) 同 前 P 517
- (107) 同 前 P 527
- (108) 同 前 P 10

こうした個別体育は、三重県師範学校附小でも実践されていた。同附小では、体育の目標の中心に「個性」の陶冶を掲げ、「体操科の教授は児童の発達程度、身体の強弱、特殊の事情に応じ、之に適する運動の種類を選び、運動量に斟酌を加へ、動作の緩急に注意を払うを要す。此によりて始めて個性適応の体育を施すを得べし」(帝国教育会編『全国師範学校附属小学校の最近研究』発行人藤原喜代蔵 大正6年 P576)として

(昭和63年4月20日受理)

